

## 地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 公的資金の繰上償還については、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成21年度までの補償金免除繰上償還措置を延長するとともに、対象要件の緩和・拡大を図ること。
3. 第三セクター等改革推進債については、短期的に財政運営を圧迫しないよう、長期の償還計画が可能な枠組みとするとともに、国の財政支援措置の拡充を図ること。
4. 起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。
5. 地方公共団体金融機構の貸付対象事業の拡大を図ること。
6. 地方債は協議制になったが、最終協議以降の補助金等の変更に対応できない例も見られることから、柔軟に対応できるよう改善を図ること。